

# 令和6年度 水質検査計画

多気町上下水道課

# 多気町上下水道課 令和6年度水質検査計画

多気町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。上下水道課においては、水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため水質検査計画を策定しました。毎事業年度の開始前に、水道法施行規則により水道の需要者に対し情報を提供いたします。

## 水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

### 1. 基本方針

- (1) 町民の皆様が安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令で義務付けがある水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。
- (2) 水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。
- (3) 水質検査の結果について評価の上公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

### 2. 水道事業の概要

#### (1) 給水状況（令和6年2月末現在）

区 分	業 務 量
給 水 区 域	多気町内（名古地区除く）
給 水 人 口	13,470人
普 及 率	99.5%
給 水 戸 数	5,426戸
計 画 1 日 最 大 給 水 量	8,660m <sup>3</sup>
1 日 最 大 給 水 量	7,028m <sup>3</sup>
1 日 平 均 給 水 量	5,577m <sup>3</sup>

(2) 浄水場施設の概要 (表-1)

施設名	水系	浄水処理方法	検査地点
多気浄水場	地下水 (浅井戸 2 本) 県水 (受水)	次亜塩素消毒	原水：浄水場 処理水：東部加圧所・西部加 圧所・長谷加圧所・浄水場

(3) 三重県企業庁からの受水施設の概要 (表-2)

施設名	水系	浄水場名	検査地点
朝柄配水池	櫛田川	南勢水道 多気浄水場	処理水：油田公園トレ 菓草菓樹公園
丹生配水池	櫛田川	南勢水道 多気浄水場	処理水：色太集会所 老人憩いの家

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

[原水の状況]

多気町の水源は地下水から取水しており、全ての項目において水質基準に適合しており、良好な水源となっております。

[水質管理について]

浄水処理は地下水については原水の水質が良好であるので次亜塩素消毒のみで安全で良質な水道水を供給しています。

三重県企業庁からの浄水は、中央配水池及び朝柄配水池・丹生配水池で受水しておりますが、企業庁から受水地点までは、企業庁が責任を持って水質管理を行っています。企業庁の多気浄水場は蓮ダムを水源として櫛田川表流水を取水しています。河川での藻類増殖時には異臭味が発生することがありますが、活性炭処理にて対応しており、水道水源としては良好な水質の河川です。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 水道水の水質検査

ア. 毎日検査項目

「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目については、休日も含めた毎日、町職員が検査を行います。

イ. 水質基準項目

多気町では、3系統で給水を行っています。その採水地点については各配水系統の管末付近の公共施設等で採水し、また、水質検査を行う項目、検査頻度については別紙、令和6年度水道水質検査実施計画書に示します。

法令で定める水質基準項目のうち、「省略不可項目」及び「過去データ等から省略不可となった項目」については、原水・処理水の水質状況等を考慮して適切な検査回数を確保し、また、「省略可となった項目」についても、安全確認のため1年に1回検査します。

なお、水源で臭気の原因となる「基 42 ジェオスミン」、「基 43 2-メチルイソボルネオール」濃度が近年上昇していることから、毎月検査を実施し経過観察を行います。

## ウ. 独自に行う水質検査

塩素消毒では除去できないとされる耐塩素性病原微生物である「クリプトスポリジウム」等が地下水に混入していないか確認するため、「クリプトスポリジウム」の検査を年 4 回実施します。

### (2) 原水の水質検査

原水については、原水の水質特性を把握し的確な浄水処理を行うため、水質が最も悪化していると考えられる時期に、消毒副生成物（基 10、基 21～31 の 12 項目）を除く水質基準項目を年 1 回検査します。

また、必要に応じて水質管理目標設定項目等についても適宜検査を実施し、その結果を処理水と同様 5 年間保存します。

なお、浄水の供給を受けている三重県企業庁からは、水質検査結果について情報提供を受け、安全確認を行っています。

## 5. 水質検査方法

水道法第 4 条第 2 項の規定に基づく「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）で定められた方法により検査します。

## 6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 浄水施設や配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合わせて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

## 7. 水質検査の自己／委託の区分

- (1) 「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の 3 項目については、毎日、職員が検査を行います。
- (2) 原水及び処理水の「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」などについては、厚生労働省 20 条登録の水道水質検査機関に委託して検査を行います。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

### (1) 公表内容

- ① 水質検査計画書
- ② 水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③ その他

### (2) 公表方法

水質検査計画及び水質検査結果の公表は、多気町のホームページに掲載します。需要者からの意見の聞き取り方法は電話・Eメール等で実施し、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。

## 9. その他の留意事項

### (1) 水源周辺等の汚染に関する動向把握と変化の状況

水源地については、平日の毎日に点検を実施し、各配水池については毎月定期的に点検を実施して、水源周辺の汚染を監視します。

### (2) 原水の取水施設、浄水施設、配水施設及び給水管等の工事計画と実施状況

令和6年度の主な水道工事は、波多瀬地区配水管布設替工事、南部配水池造成・送配水管布設工事、を予定しています。

### (3) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制及び定期的な連絡調整会議の開催計画と実施状況

水源で水質汚染が発生した場合、水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、多気町町民環境課、三重県環境生活部、三重県企業庁、松阪警察署、河川管理者及び水質検査委託業者等の関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。

# 2024年度 水道水質検査計画

## 多気町

凡例: ○: 一般(毎月)検査、◎: 全項目検査(処理水)、●: 全項目検査(原水)

□: 1/3月検査、△: 付加項目(備考参照)、◇: かび臭

☆: 指標菌(原水)、※: クリプトスポリジウム(原水)、#: PFOS及びPFOA

施設名	月	'24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	'25年1月	2月	3月	備 考
	日	4日	2日	6日	4日	1日	5日	3日	7日	5日	9日	6日	6日	
多気町上水道 東部加圧所 浅井戸・受水・処理水		○	□ △	○	○	◎	○	○	□ △	○	○ #	□ △	○	△: 蒸発残留物
多気町上水道 多気浄水場 浅井戸・原水		☆	☆ ※	☆	☆	☆ ※ ●	☆	☆	☆ ※	☆	☆ #	☆ ※	☆	
丹生配水系 色太集会所 受水・処理水		○ ◇	○ ◇	□ △ ◇	○ ◇	○ ◇	◎	○ ◇	○ ◇	□ △ ◇	○ ◇	○ ◇	□ △ ◇	△: アルミニウム
朝柄配水系 油田公園トイレ 受水・処理水		○ ◇	○ ◇	□ △ ◇	○ ◇	○ ◇	◎	○ ◇	○ ◇	□ △ ◇	○ ◇	○ ◇	□ △ ◇	△: アルミニウム

2024 年度 凡 例 一 覧 表

省令 番号	項 目	凡 例					
		処理水			原水		
		毎月項目 (10項目)	全項目 (処理水)	1/3月 項目	全項目 (原水)	指標菌 (2項目)	クリプト スポリジウム等
	○	◎	□	●	☆	※	
1	一般細菌	○	○	○	○		
2	大腸菌	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物		○		○		
4	水銀及びその化合物		○		○		
5	セレン及びその化合物		○		○		
6	鉛及びその化合物		○		○		
7	砒素及びその化合物		○		○		
8	六価クロム化合物		○		○		
9	亜硝酸態窒素		○		○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		
12	ふっ素及びその化合物		○		○		
13	ほう素及びその化合物		○		○		
14	四塩化炭素		○		○		
15	1,4-ジオキサン		○		○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		○		○		
17	ジクロロメタン		○		○		
18	テトラクロロエチレン		○		○		
19	トリクロロエチレン		○		○		
20	ベンゼン		○		○		
21	塩素酸		○	○			
22	クロロ酢酸		○	○			
23	クロロホルム		○	○			
24	ジクロロ酢酸		○	○			
25	ジブロモクロロメタン		○	○			
26	臭素酸		○	○			
27	総トリハロメタン		○	○			
28	トリクロロ酢酸		○	○			
29	ブロモジクロロメタン		○	○			
30	ブロモホルム		○	○			
31	ホルムアルデヒド		○	○			
32	亜鉛及びその化合物		○		○		
33	アルミニウム及びその化合物		○		○		
34	鉄及びその化合物		○		○		
35	銅及びその化合物		○		○		
36	ナトリウム及びその化合物		○		○		
37	マンガン及びその化合物		○		○		
38	塩化物イオン	○	○	○	○		
39	カルシウム、マグネシウム(硬度)		○		○		
40	蒸発残留物		○		○		
41	陰イオン界面活性剤		○		○		
42	ジェオスミン		○		○		
43	2-メチルイソボルネオール		○		○		
44	非イオン界面活性剤		○		○		
45	フェノール類		○		○		
46	有機物(TOC)	○	○	○	○		
47	pH	○	○	○	○		
48	味	○	○	○			
49	臭気	○	○	○	○		
50	色度	○	○	○	○		
51	濁度	○	○	○	○		
-	遊離残留塩素	○	○	○			
指 標 菌	大腸菌(定量)					○	
	嫌気性芽胞菌(定量)					○	
-	クリプトスポリジウム						○
	ジアルジア						○

注意: △▲◇■等は付加項目、#はPFOS及びPFOAを示す(検査項目は水質検査計画表を参照)